

「飲食・宿泊・サービス業等支援金」 申請受付期間を延長します！

令和3年8月31日（火）までとしていた申請期限を延長します。
また、対象要件の創業者特例についても拡充しますので、併せてお知らせします。

■ 申請期限

令和3年8月31日（火）まで → 令和3年9月30日（木）まで に延長

■ 拡充内容

○創業者特例の対象の拡充

令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に創業し、営業を開始された方を創業者特例の対象としていましたが、平成31年4月2日から令和2年4月1までの間に創業し、営業を開始された方を創業者特例の対象とするように拡充

※詳細は、別添の申請要領をご参照ください。

■ 申請方法 どちらの方法でも申請可能

≪WEB≫ パソコンやスマートフォン等によりWEBサイトからの申請

※令和3年9月30日（木）午後11：59まで

≪郵送≫ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請

※令和3年9月30日（木）消印有効

● 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添参照）で配布しています。

● WEBサイトからの申請要領・申請書（様式）のダウンロードは下記アドレスまで

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00207848.html>



■ 問合せ 『飲食・宿泊・サービス業等支援金事務局』 0120-730-500

問い合わせ先

商工観光労働総務課：庄司・濱田(2724)
商工振興課：石橋・角(2743)
観光振興課：竹本・藏光(2777)